

令和 8 年高齢者交通安全推進月間実施要綱

令和 8 年 7 月 3 0 日
福井県交通対策協議会

第 1 目的

高齢者が安全で安心して道路を利用できる交通社会を実現するため、県民総ぐるみで交通安全対策を推進し、高齢者の交通事故防止を図ることを目的とする。

第 2 期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から 3 0 日（水）までの 1 か月間

第 3 主唱

福井県交通対策協議会

第 4 実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第 5 統一行動日

令和 8 年 9 月 1 日（火）

実施機関・団体が、街頭、地域、職場、学校等において、一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

第 6 推進方法

- 1 実施機関・団体は、本月間の趣旨等について組織の隅々まで浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、早期に推進体制を確立するものとする。
- 2 実施機関・団体は、本月間が真に県民総ぐるみの月間として成果があがるように創意工夫を凝らし、高齢者の交通事故防止を目的とした交通安全教育、街頭指導等の交通安全活動を積極的に実施するほか、あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を展開し、県民の交通安全意識の高揚を図るものとする。

なお、交通事故の悲惨さ等に関する広報を行う際には、交通事故被害者や

被害者家族の心情に配慮すること。

第7 月間の重点と取組み

- 1 高齢者自身の交通安全意識の高揚
- 2 高齢歩行者等に対する保護・誘導活動および思いやり運転の励行
- 3 反射材用品等の活用・早めのライト点灯等、夕暮れ時や夜間における交通事故防止

◎ 重点1 高齢者自身の交通安全意識の高揚

【高齢運転者は】

- 運転中は、車載テレビを見ながらの運転や、考え事をして漫然と運転せず、『運転に集中』する。
- 横断歩道等での歩行者等がいけないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行するとともに、歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合は、必ず一時停止をして、その通行を妨げないよう、横断歩道における歩行者優先を徹底する。
- 参加・体験・実践型の交通安全教室へ積極的に参加して交通ルール・マナーの理解を深めるとともに、運転適性検査を積極的に受け、加齢等に伴って身体機能が変化し、運転操作不適に起因する事故が多くなることを認識のうえ、その能力に応じた運転を心掛ける。
- 70歳以上の運転者は、高齢運転者標識の表示に努める。
- 自動ブレーキおよびペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）等の利用を検討する。
- 運転に不安を感じるようになったときは、運転免許の自主返納について検討する。
- 運転免許の自主返納に踏み切れない高齢運転者は、サポートカー限定免許への切り替えや、自らが運転時間帯や場所等を限定して、安全運転を続ける「限定運転（通称 おろしそば運転）」に積極的に取り組む。

【高齢歩行者・自転車利用者は】

- 高齢の歩行者や自転車利用者は、参加・体験・実践型の交通安全教室に積極的に参加し、交通ルール・マナーを十分理解する。
- 自己の運動能力等を的確に認識し、横断歩道など安全な場所での横断や左右の安全確認等の安全行動を実践する。
- 自転車に乗る際は、ヘルメットや反射材を着用し、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた自転車の基本的

な通行方法や、飲酒運転、「ながらスマホ」、夜間の無灯火、傘差し等の片手運転等はしないといった交通ルールを遵守する。

- 自転車の安全を確保するため、ブレーキ、タイヤ、尾灯等の定期的な点検整備を行う。
- 自転車事故被害者の救済に資するため、自転車保険等に参加する。

(自転車保険等)

区分		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車保険	個人賠償責任保険と傷害保険のセット商品
	自動車保険の特約	自動車保険の特約に個人賠償責任保険が付帯
	火災保険の特約	火災保険の特約に個人賠償責任保険が付帯
	傷害保険の特約	傷害保険の特約に個人賠償責任保険が付帯
団体保険	会社等の団体保険	団体構成員向け保険に個人賠償責任保険が付帯
	P T A の保険	福井県 PTA 連合会の「小中学生総合補償制度」や福井県高等学校 PTA 連合会の「高校生総合補償制度」などに個人賠償責任保険が付帯
共済		全労済、県民共済、CO・OP 共済などに個人賠償責任保険が付帯
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに個人賠償責任保険が付帯
T S マーク付帯保険		点検整備された自転車の車体に付帯する保険であり、点検整備から 1 年間有効

【家庭・地域・職場では】

- 高齢運転者に対し、運転免許の自主返納、限定運転(通称 おろしそば運転)の呼びかけや高齢免許返納者サポート制度などの各種支援施策、安全運転相談窓口の周知を図る。
- 加齢等に伴う身体機能の変化や体調等を見極め、危険性が認められる場合は高齢者に運転を控えるよう声をかける。
- 高齢者が車で出かける時は、高齢運転者標識を表示するよう声をかけるとともに、認知症の兆候や身体機能の変化等により運転に不安を感じるようになったときは、運転免許の自主返納について家族で話し合う。
- 自転車を利用する高齢者に対し、警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した交通ルールの分かりやすい周知、啓発を行う。

- 高齢者が自転車で出かける時は、夜間の外出を控え早めに用事を済ませることや、ヘルメットや反射材を着用するなど声をかける。

◎ **重点２ 高齢歩行者等に対する保護・誘導活動および思いやり運転の励行**
【運転者は】

- 令和８年９月１日から生活道路における法定速度が３０キロメートル毎時に引き下げられることを踏まえて「生活道路は人が優先」であることを意識し、特に、高齢の歩行者、自転車利用者および高齢運転者標識を表示した車を見かけた時は、減速、徐行、一時停止するなど、高齢者に配慮した思いやりのある運転を心がける。

【家庭・地域・職場では】

- 高齢者の交通安全について家庭等で話し合い、高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守、反射材用品等の活用について声をかけるなど、高齢者に対する保護意識の醸成に努める。
- 高齢の歩行者、自転車利用者に対する交差点等における保護・誘導活動を推進する。
- 地域や職場における交通安全講習会の開催や生活エリア等の交通安全総点検の実施を通じ、高齢者に対する保護意識の高揚に努める。

◎ **重点３ 反射材用品等の活用・早めのライト点灯等、夕暮れ時や夜間における交通事故防止**

【運転者は】

- 夕暮れ時には、高齢歩行者等から発見されやすいよう早めにライトを点灯する。
- 対向車がある場合や前車の直後を走行する場合を除き、夜間ハイビームでの走行を実践し、高齢歩行者等の早期発見に努める。

【高齢歩行者等は】

- 夕暮れ時や夜間の外出はなるべく控えるように努め、外出する時は、明るい目立つ色の服装や反射材用品を着用する等、運転者が認識しやすいよう配慮する。

【家庭・地域・職場では】

- 夕暮れ時や夜間の外出はなるべく控えること、夕暮れ時や夜間に外出する高齢者には、明るい目立つ色の服装と反射材用品を活用することなどについて声をかける。